

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 依頼試験利用約款

### (目的)

第1条 本約款は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が実施する依頼試験について、道総研とこれを利用する者（以下「利用者」という。）との間の契約（以下「契約」という。）における基本的な合意事項を定めることを目的とします。

### (適用範囲)

第2条 本約款は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構依頼試験に関する規程（平成22年4月1日規程第61号。以下「依頼試験規程」という。）に基づき道総研が実施する依頼試験（以下「依頼試験」という。）のすべてに適用するものとします。

2 道総研は、利用者が依頼試験の申込みを行った時点で、本約款のすべての条項に同意したものとみなします。ただし、道総研と利用者との間で、この約款の規定と異なる個別の合意をしたときは、その合意を優先するものとします。

### (用語の定義)

第3条 本約款に用いる用語を、次の各号のとおり定義します。

- (1) 利用者 第6条に定める利用資格を有し、道総研に対して依頼試験の利用の申込み又は利用に関する相談を行った法人又は個人
- (2) 第三者 利用者、道総研並びにこれらの役員、職員及び従業員以外の者
- (3) 契約 依頼試験規程第5条の規定に基づき、道総研が依頼試験の実施内容を決定し、利用者との間で成立する合意
- (4) 依頼試験 道総研が利用者からの依頼に基づき、料金の支払いを受けて試験、分析、測定、調査等を行い、その結果について報告書等を交付する業務
- (5) 申込書 依頼試験規程に定める別記第1号様式及び第2号様式
- (6) 料金 地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年4月1日第50号。以下「諸料金規程」という。）に基づき依頼試験の利用に際して利用者が負担する手数料
- (7) 請求書 道総研が利用者に対して請求する料金を記載した書類
- (8) 現品 依頼試験の実施に必要な製品、部品、材料、治具、資料、データその他利用者が道総研へ提出する一切の物品等
- (9) 機密情報 依頼試験の実施に当たり、利用者又は道総研が相手方に提供した技術上又は営業上の情報であって、提供の際に相手方から機密である旨を明示されたものをいう。ただし、口頭等で明示された場合は、提供後14日以内に書面で機密である旨が通知されたものに限る。
- (10) 報告書等 依頼試験の結果を報告するために道総研が作成する報告書、成績書、鑑定調書等の原本（正本としての紙媒体の書類又はこれと同一の内容を有する電子的記録をいう。）。
- (11) 報告書等関連資料 報告書等とは別に道総研が利用者に提供する参考資料

### (約款の変更)

第 4 条 道総研は、次項に定める周知の手続きをとることにより、本約款を変更することができるものとします。

2 道総研は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の約款の施行時期及び内容を、道総研のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により、あらかじめ周知するものとします。

3 変更後の約款は、前項の施行時期（変更日）以降に申込みがなされた契約に対して適用されるものとします。

#### （設備機器の更新）

第 5 条 道総研は、実施中の依頼試験に重大な影響を及ぼさない範囲において、設備機器の保守、点検又は更新等により、その仕様を変更することができるものとします。

2 前項の変更によって、依頼試験の実施期間等に影響が生じる可能性がある場合は、道総研はあらかじめ利用者に通知し、必要な協議を行うものとします。

#### （利用資格）

第 6 条 道総研は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、依頼試験の申込み及び利用を認めるものとします。

(1) 日本国内に登録されている法人、国、地方公共団体その他の団体、又は居住者（日本国内に住所若しくは居所を有する日本人、若しくは日本国内に 6 か月以上継続して居住する外国人をいう。）であって、安全保障貿易管理制度に関する法令等に基づく特定類型に該当しない者

(2) 前号に掲げる者以外の者（非居住者又は特定類型該当者）であって、道総研が別に定める手続を経て承認した法人又は個人

2 道総研は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、依頼試験の申込み及び利用を認めないものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力と認められる者

(2) 前号に掲げる者のほか、道総研が公序良俗に反すると認めた者

(3) 米国商務省のエンティティ・リストその他の国内外の輸出管理に関する懸念顧客リストに掲載されている者、又は当該掲載者に所属する個人

3 利用者は、道総研からの要請があった場合は、第 1 項に該当すること、又は第 2 項各号のいずれにも該当しないことを証明する定款その他の書類を提出するものとします。

#### （事前相談及び申込み）

第 7 条 利用者は、依頼しようとする依頼試験の内容について、あらかじめ道総研の担当職員に事前相談し、申込みに必要な事項について確認を受けたうえで、原則として利用者が署名又は記名を行った申込書を提出するものとします。

2 道総研は、原則として前項に定める方法以外の申込みを受け付けないものとします。

3 利用者は、本約款の内容に同意したうえで、申込みを行うものとします。

4 道総研は、利用者による依頼試験の申込みをもって、利用者が本約款のみならず、当該依頼試験の実施条件及び内容のすべてに同意したものとみなすものとします。

- 5 道総研は、事前相談において、利用者又は依頼試験の内容が第9条各号のいずれかに該当することが明らかであると判断した場合は、申込みを受け付けないものとします。

(契約の成立時期)

- 第8条 契約は、利用者から提出された申込書を道総研が受理し、受諾した旨を利用者に通知した日をもって成立するものとします。
- 2 前項の通知は、受諾の旨を記載した書面の交付、電子メールの送信、又は料金の請求書の発送のいずれか早いものをもって代えることができるものとします。

(契約の拒否)

第9条 道総研は、利用者又は依頼試験の申込みの内容が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該依頼試験の申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 申込書の内容に、次のいずれかに該当する事由がある場合
- ア 他人名義や架空名義の利用が認められるとき。
  - イ 虚偽の記載、誤記、又は事実と異なる記載があるとき。
  - ウ その他申込内容に不備があり、道総研の指示に従い補正されないとき。
- (2) 利用者が、次のいずれかに該当する国内法令等に抵触する技術開発、製造、販売又は成果の取得を目的として依頼試験を利用しようとする場合、若しくは報告書等が当該目的のために使用されるおそれがあると道総研が判断した場合
- ア 暴力団等の反社会的勢力の利益になると認められる、又は利益になるおそれがあるもの
  - イ 武器、銃器、危険物、毒劇物、化学薬品その他法令等により所持、携帯、作成が禁止又は制限されている技術、物品又はデータ等に関するもの
  - ウ 第三者の知的財産権を侵害している、又は侵害するおそれがあると認められるもの
  - エ 他者の製品、技術又は成績書等の内容を、不正な利益を得る目的で模倣する等、不正競争防止法その他の法令に抵触するおそれがあるもの
  - オ 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの
- (3) 依頼試験の対象が、次のいずれかに該当し、道総研が実施を不相当と判断した場合
- ア 公的機関等により取引上の注意が喚起されている材料又は商材
  - イ 効能について科学的な合理性に疑義が呈されている材料又は商材
  - ウ 不当な手段により入手された材料又は商材
- (4) 利用者が、道総研に支払うべき料金（過去の依頼試験等に係るものを含む。）を滞納している場合、又は過去に滞納した事実がある場合
- (5) 利用者が、過去に道総研から第16条第1項の規定による実施の中止又は第17条の規定による契約解除の措置を受けたことがある場合
- (6) 利用者から提出される現品が、人体や環境等に悪影響を及ぼすものと道総研が判断した場合
- (7) 法令・指針等に基づく所定の手続（倫理審査、安全対策、個人情報取扱いに関する同意等）が完了していない場合
- (8) 道総研が適正な実施のために提供を求めた情報及び資料について、利用者が速やかに開示又は提

供しない場合

(9) 依頼試験を実施することにより、次のいずれかのおそれがあると道総研が判断した場合

ア 道総研の建物、機器、装置その他の施設を損傷すること。

イ 道総研の業務運営又は施設管理に支障を及ぼすこと。

ウ 依頼試験の対象物の性状、試験方法の未確立、試験設備の能力の制限その他の理由により、適切な依頼試験の実施が困難であること。

(権利譲渡の禁止)

第 10 条 利用者は、契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

(料金)

第 11 条 依頼試験の料金は、諸料金規程の定めによります。

2 利用者の住所(所在地)が北海道以外の場合は、前項の定めにより、料金が2倍となります。ただし、北海道内に事業所があることを確認できる書類等を提示すれば、北海道内の利用者向けの料金を適用するものとします。

3 利用者には、原則として見積書及び納品書の発行は行いません。

(料金の支払いと着手手順)

第 12 条 利用者は、道総研が発行する請求書に基づき、指定する銀行口座への振込みにより料金を支払うものとします。

2 前項に係る振込手数料等の費用が発生する場合は、利用者の負担とします。

3 料金の支払期限は、請求書記載の期限とします。

4 道総研は、原則として第1項の規定による料金の支払いが確認された後に、依頼試験に着手するものとします。ただし、試験の特性等により、道総研が料金の支払いを確認する前に着手する必要があると判断した場合は、この限りではありません。

5 前項ただし書きの場合、利用者は、道総研が発行する請求書受領後速やかに料金を支払うものとし、道総研は当該支払いの確認後に報告書等を交付するものとします。

6 申込内容の変更により料金が不足が生じたときは、利用者は、道総研が指定する期日までに当該不足額を支払うものとします。

7 申込内容の変更により料金が過納が生じたときは、依頼試験規程第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に従い取り扱うものとします。

(1) 利用者の都合による変更の場合 過納となった料金は還付しないものとします。

(2) 道総研の都合による変更の場合 過納となった料金を還付するものとします。

8 利用者の都合により依頼試験を中止した場合、既に納付された料金は還付しないものとします。

9 前項の場合において、未納の料金があるときは、利用者は次に掲げる区分に従い、当該料金を支払うものとします。

(1) 道総研が依頼試験に着手した後に中止したとき 当該依頼試験に係る料金の全額

- (2) 道総研が依頼試験に着手する前に中止したとき 第 1 項又は第 6 項の規定により既に発行された請求書に記載の額（ただし、道総研が特に認める場合は、その一部を減免することができるものとする。）

(秘密保持等)

第 13 条 道総研は、依頼試験について原則として個別の秘密保持契約の締結を行いません。

2 道総研は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条第 2 項において準用する同法第 50 条の規定により、機密情報については、利用者の書面による事前同意なしにこれらを当該依頼試験の実施以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しません。ただし、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まないものとします。

- (1) 利用者から提供又は開示を受ける前に、すでに道総研が所有又は取得していたもの
- (2) 利用者から提供又は開示を受ける前に、すでに公知となっていたもの
- (3) 利用者から提供又は開示を受けた後、道総研の責によらず公知となったもの
- (4) 利用者から提供又は開示を受けた後、道総研が利用者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの
- (5) 法令の定めに基づき開示しなければならないもの
- (6) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

3 道総研は、前項第 5 号の開示又は第 6 号の通知・通報（以下、本条において「開示等」という。）を、次の各号により実施します。

- (1) 法令又は公的機関からの要請において通知を行わないことを求められた場合を除き、開示等の要求等をすべき事実及び開示等を予定している内容を利用者に対して通知すること。
- (2) 適法に開示等を要求された部分に限り開示すること。

4 前項の規定による開示等を行ったこと又は行わなかったことにより利用者が発生する損害について、道総研は一切の責任を負いません。前項の規定により利用者に対して通知を行わなかったことについても同様とします。

5 道総研は、第 2 項及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構個人情報保護事務取扱要綱を遵守します。

(道総研の責務)

第 14 条 道総研は、善良なる管理者の注意をもって依頼試験を実施し、契約内容を履行するものとします。

(利用者の責務)

第 15 条 利用者は、本約款を遵守するものとします。また、利用者は、利用者の指示により依頼試験に関与する者（利用者の従業員、協力会社の社員、派遣社員、学生等。以下、本条において同じ。）に対しても、本約款を遵守させるものとし、これらの者による行為の一切について責任を負うものとします。

- 2 利用者は、依頼試験の申込みにおいて、内容に虚偽、不備又は誤記のない申込書を提出するものとします。
- 3 利用者は、道総研への提出書類等について、日本語で作成するものとします。
- 4 利用者は、依頼試験の実施にあたり必要な現品を、道総研が指定する期限までに利用者の責任と費用において、道総研の指定する場所に提出するものとします。
- 5 利用者は、道総研が依頼試験の継続のために必要な現品の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとします。
- 6 利用者は、道総研から依頼試験の目的、方法、内容及び現品の詳細等について説明を求められた場合は、誠実に対応するものとします。
- 7 利用者又は利用者の指示により依頼試験に関与する者は、依頼試験の利用中又は利用後において、第3条第9号に規定する機密情報（試験上のノウハウ、道総研の施設内において撮影若しくは録音した情報、その他道総研が秘密である旨を指定した情報を含む。）を、第三者に漏らし、又は依頼試験の目的以外に使用してはならないものとします。
- 8 利用者又は依頼試験に関与する者が道総研の施設内で試験等の準備、片付け等の作業及び試験等の立会いをする場合は、道総研の担当者と十分に打合せを行い、その指示に従い、労働災害等の防止に努めるものとします。
- 9 利用者又は依頼試験に関与する者が、試験等の準備、片付け等の作業で、労働災害を被った場合は、利用者が加入する労働災害補償保険その他の保険を適用し、利用者の責任において解決するものとします。ただし、当該労働災害が道総研の責に帰すべき事由により生じた場合は、第25条第4項の規定に基づき対応するものとします。

#### （内容の変更）

第16条 道総研及び利用者は、双方の協議及び合意により、合理的な範囲において、依頼試験の申込内容等を変更し、又は中止することができるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、道総研は、利用者から申し出のあった変更又は中止について、これを承諾する義務を負わないものとします。
- 3 利用者が申込内容等の変更又は中止を希望する場合は、直ちにその旨を道総研に通知するものとします。ただし、道総研の書面等による承諾がない限り、当該変更又は中止の効力は生じないものとします。
- 4 道総研は、すでに着手した試験項目については、原則として申込内容の変更又は中止に応じないものとします。
- 5 道総研は、道総研の都合により実施内容の変更又は中止をする必要がある場合は、あらかじめ利用者に対して通知するものとします。
- 6 前項の場合において、道総研は、すでに着手した部分についても、申込内容の変更又は中止を行うことができるものとします。
- 7 申込内容の変更により料金に増減が生じた場合は、利用者は、変更後の料金を道総研が定める期日までに支払うものとします。
- 8 利用者の都合により依頼試験を中止した場合、既に納付された料金は還付しないものとします。

9 前項の場合において、未納の料金があるときは、利用者は次に掲げる区分に従い、当該料金を支払うものとします。

- (1) 道総研が依頼試験に着手した後に中止したとき 当該依頼試験に係る料金の全額
- (2) 道総研が依頼試験に着手する前に中止したとき（第12条の規定により請求書が発行されている場合に限る。） 当該請求書に記載の額

（道総研の解除権）

第17条 道総研は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、道総研が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されないときは、契約を解除することができるものとします。

- (1) 料金の支払いを遅滞したとき。
  - (2) 申込書の記載内容に不備があり、道総研の指示に従い補正されないとき。
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、本約款の規定に違反したとき。
- 2 道総研は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができるものとします。
- (1) 利用者が第6条に定める利用資格を有していないことが判明したとき、又は当該資格を喪失したとき。
  - (2) 第6条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (3) 第9条第1項第2号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (4) 利用者が自ら又は第三者を利用して、道総研に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて道総研の信用を毀損し若しくは道総研の業務を妨害する行為をしたとき。
  - (5) その他、前各号に準ずる程度の契約を維持し難い重大な事由があるとき。
- 3 前二項の規定に基づき契約が解除された場合において、当該依頼試験に係る料金が未だ支払われていないときは、道総研は、利用者に対し当該料金の支払いを請求することができるものとします。
- 4 第1項又は第2項の規定による解除が行われた場合、道総研は既受領の料金を還付しないものとします。また、この解除によって利用者に生じた損害について、道総研は一切の責任を負わないものとします。

（利用者の解除権）

第17条の2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を明示のうえ、道総研に書面により通知して契約を解除することができるものとします。

- (1) 道総研が正当な理由なく、依頼試験を予定期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき。
  - (2) 道総研がその責に帰すべき事由により本約款に違反し、利用者が相当期間を定めて催告しても、その違反が是正されないとき。
- 2 利用者は、前項のほか、道総研が報告書等を交付するまでの間、いつでも道総研に対し書面により通知することで、契約を解除することができるものとします。
- 3 第2項の規定により契約が解除された場合、道総研は、既受領の料金を還付せず、また当該料金が未納の場合は、その支払いを利用者に請求することができるものとします。

(現品の返却)

第 18 条 道総研は、利用者が依頼試験の利用にあたり提出した現品を、依頼試験の終了後に利用者に戻却するものとします。なお、現品の返却に要する費用は、利用者の負担とします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、道総研は現品を返却しないことができるものとします。

- (1) 依頼試験の性質上、返却が不可能なとき又は困難なとき。
- (2) 現品の返却が適当でないと道総研が判断したとき。
- (3) 利用者が返却を不要とし、道総研がこれに同意したとき。

3 道総研は、第 1 項の規定による現品の返却にあたり、輸送業者等による輸送中に生じた紛失、破損、毀損、汚損その他一切の事故について、道総研の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(記録の保管)

第 19 条 道総研は、報告書等を別段の定めのない限り交付日から 5 年間保管するものとします。

(業務完了及び報告書等の交付)

第 20 条 道総研は、依頼試験の結果について報告書等を交付するものとし、報告書等の交付をもって当該依頼試験は終了(契約の履行完了)するものとします。

2 報告書等は、原則として日本語により交付するものとします。

3 道総研は、原則として報告書等の再交付を行わないものとします。ただし、報告書等の謄本の交付については、交付日から 5 年間に限り、これを行うことができるものとします。

4 報告書等の交付後の修正再交付又は謄本の交付は、次の各号の定めるところにより行うものとします。

- (1) 前条に定める保管期間の経過後は、報告書等の修正再交付及び謄本の交付はできないものとします。
- (2) 修正再交付は、原則として誤字脱字等の軽微な修正に限るものとします。なお、利用者名、試験体その他申込書に記載された重要な事項は修正できないものとします。

5 報告書等に記載された試験結果は、当該試験に供された現品に対するものであり、材料、部品、製品等の商品全体の性能又は効能等を保証するものではありません。

(機密保持及び撮影等の禁止)

第 21 条 道総研は、依頼試験の実施に伴い利用者から提供された第 3 条第 9 号に規定する機密情報を、第三者に漏らしてはならないものとします。ただし、あらかじめ利用者の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

2 利用者は、道総研の敷地内、施設内その他の試験実施場所、又はオンラインによる打合せ、相談等の場において、道総研の許可なく撮影、録音又は録画(スクリーンショット等による画面キャプチャを含む。以下「撮影等」という。)を行ってはならないものとします。なお、本条の禁止規定は、当該場所に禁止の旨の掲示がない場合であっても適用されるものとします。

- 3 前項の規定にかかわらず、利用者が道総研から事前に書面又は口頭による許可を受けた場合は、その許可された範囲内に限り、撮影等を行うことができるものとします。
- 4 前項の許可を受けた場合であっても、利用者は撮影等に際し、次の各号の事項を遵守するものとします。
  - (1) 安全確保等のために道総研の職員が行う指示に従うこと。
  - (2) 職員、施設、設備及び他の利用者等の周囲に対し、肖像権の保護を含め適切な配慮を行うこと。
- 5 利用者が第2項に定める範囲を超えて撮影若しくは録音を行った場合、又は前項の規定に違反したと道総研が判断した場合は、道総研は依頼試験を中断若しくは中止し、又は契約を解除することができるものとします。
- 6 道総研は、前項の措置によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 前項までの規定に違反して撮影等が行われた場合、道総研は利用者に対し、撮影等により得られたデータの消去及び利用行為の差し止めを求めることができ、利用者は直ちにこれに応じなければならないものとします。なお、当該情報の取扱いについては、第15条第7項及び本条第1項の規定を適用するものとします。
- 8 本条の規定に違反したことにより、道総研又は第三者に損害が生じた場合は、利用者がその損害を賠償する責任を負うものとします。

#### (知的財産権)

第22条 依頼試験の実施に関連して生じた、又は使用された次の各号に掲げる知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含む。以下同じ。）は、道総研に帰属するものとします。

- (1) 依頼試験の実施にあたり、道総研が利用者へ提供又は配布した資料、著作物
  - (2) 報告書等及び報告書等関連資料に記載された試験の仕様、手順、工程、技法及び技術的知見等の内容
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、道総研に帰属する知的財産権には含まないものとします。
    - (1) 利用者があらかじめ保有しており、依頼試験のために道総研に提供されたもの
    - (2) 依頼試験の実施以前に、すでに公知となっていたもの
  - 3 道総研は、著作権法（昭和45年法律第48号）第32条第1項の規定による引用その他法令により認められる場合を除き、本条第1項の規定により道総研に帰属する成果に係る著作物について、利用者が道総研の事前の承諾なく複製、転載、公衆送信、改変その他の利用をすることを禁止します。ただし、利用者が、本依頼試験の目的の範囲内において、当該著作物を複製して利用する場合は、この限りではありません。

#### (結果利用の制限)

第23条 利用者は、依頼試験により得られた結果のうち、次の各号に該当するものについては、道総研の許諾を得ることなく利用できるものとします。

- (1) 測定、分析又は試験等により得られた数値データ等の結果

- (2) 結果の説明のために記載された一般的な技術知識
- 2 道総研は、報告書等又は報告書等関連資料のうち、前条の規定により道総研に帰属する知的財産権に該当するものについて、内部利用や行政機関等への提出といった提出先を特定した範囲内での複製を除き、次に掲げる行為を禁止するものとします。
- (1) 前条第1項第1号及び第2号に定める資料、技術等の利用
- (2) 報告書等又は報告書等関連資料の一部又は全部を、道総研の承諾なく不特定多数へ配布又は公開する目的で複写し、利用すること。
- 3 利用者は、報告書等又は報告書等関連資料のうち、前条の規定により道総研に帰属する知的財産権に該当するものについて、前項で禁止された利用以外の目的で利用しようとする場合は、あらかじめ道総研に書面により申請し、別に定める著作物に関する規程に従うものとします。ただし、本項の規定による申請は、第19条に規定する保管期間内に限り行うことができるものとします。
- 4 前二項の規定にかかわらず、利用者が提出先を特定し、かつ二次漏洩を制限することができる範囲内での提示を目的とした使用については、これを行うことができるものとします。
- 5 前項の場合において、利用者が特定又は制限することができない範囲に漏洩が生じたときは、その一切の責任は利用者が負うものとします。

#### (名義使用)

- 第24条 利用者は、依頼試験により得られた結果を、利用者が作成する広告、商品カタログその他の第三者に提示する媒体（紙面によるもののほか、ウェブサイト、ブログ、ソーシャル・ネットワーク・サービス等を含む。）に掲載する場合において、道総研の名称、略称、ロゴマーク等（以下「名義」という。）を使用するときは、あらかじめ道総研の承認を得なければならないものとします。
- 2 前項の承認の基準、手続その他必要な事項は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構名義使用要領の定めるところによります。

#### (賠償等の請求)

- 第25条 道総研は、利用者が本約款の規定に違反したとき、又は第17条第1項の規定により契約を解除したときは、利用者に対し、損害の賠償を請求することができるものとします。
- 2 前項の場合において、道総研は、損害賠償の請求に代え、又はこれとともに、利用者に対し、違反状態の解消、違反に係る物品等の回収、訂正広告の掲載その他道総研の信用を回復するために必要な措置を、利用者の費用と責任において求めることができるものとします。
- 3 利用者が、本依頼試験の成果等を第三者に利用させた場合（道総研の承認を得て利用させた場合を含む。）、当該第三者が本約款の規定に違反したときは、利用者が自ら違反したものとみなして、前二項の規定を適用するものとします。
- 4 道総研が依頼試験の実施に関し、自己の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、道総研は、当該依頼試験に係る料金の額を上限として、利用者が生じた損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、道総研に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。

#### (免責)

第 26 条 道総研は、利用者が依頼試験により得た助言、情報、報告書等又は報告書等関連資料を利用することにより被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 道総研は、依頼試験の実施について、利用者の特定の目的への適合性を保証しないものとします。

3 道総研は、依頼試験の結果又はその利用が、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権等）を侵害しないことを保証しないものとします。

4 道総研は、利用者の責に帰すべき事由により、依頼試験の実施の遅延、報告書等の過誤、利用者の利用の中止又は中断等が生じた場合において、一切の責任を負わないものとします。

5 第 1 項の規定にかかわらず、利用者が依頼試験により得た助言、情報、報告書等又は報告書等関連資料に過誤があり、かつ当該過誤について道総研に過失が認められる場合には、道総研は利用者と協議のうえ次の各号のいずれかにより対応するものとします。ただし、契約成立時における科学技術水準に照らして予見が困難な事象は、過誤には含まないものとします。

(1) 道総研の費用負担による、当該契約内容の再実施

(2) 当該依頼試験に係る料金の額を限度額とした、利用者が直接被った損害の賠償。ただし、道総研に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。

6 前項の規定による請求は、依頼試験の終了日から 1 年以内に行わなければならないものとします。

#### (存続条項)

第 27 条 第 15 条第 7 項、第 21 条から第 25 条までの規定は、報告書等を交付した日（第 17 条の規定により契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）の後も、なおその効力を有するものとします。ただし、第 15 条第 7 項及び第 21 条の規定は、当該日から 5 年間に限り、その効力を有するものとします。

#### (不可抗力)

第 28 条 道総研は、天災地変、感染症の流行、社会基盤（公共交通機関、電力供給、通信ネットワーク網等）の事故、その他道総研の責に帰することができない事由により依頼試験の実施が困難となった場合は、道総研の判断により、依頼試験の内容を変更し、又は依頼試験を中止することができるものとします。

2 前項の場合において、道総研は、可能な限り速やかに利用者へ通知し、その後の対応について協議を行うよう努めるものとします。

3 第 1 項の規定による変更又は中止によって利用者へ生じた損害について、道総研は一切の責任を負わないものとします。

#### (協議)

第 29 条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈について疑義が生じたときは、利用者と道総研が誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

#### (管轄裁判所)

第 30 条 本契約に関する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす

るものとしします。

(準拠法)

第 31 条 本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとしします。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和 8 年 4 月 10 日から施行します。

(経過措置)

2 この約款の施行日の前日までに申し込みがあった依頼試験については、なお従前の例によります。